

○北広島市地域密着型サービス等運営委員会設置条例

平成21年9月25日

条例第23号

改正 平成27年2月10日条例第1号

(設置)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス(以下「地域密着型サービス等」という。)の円滑かつ適正な実施を図るため、北広島市地域密着型サービス等運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 地域密着型サービス等の費用に関すること。
- (2) 地域密着型サービス等の事業者の指定に関すること。
- (3) 地域密着型サービス等の事業の基準に関すること。
- (4) その他地域密着型サービス等の運営に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第9条第1項に規定する介護保険の被保険者
- (2) 法第115条の32に規定する介護サービス事業者の代表者
- (3) 権利擁護、相談事業等を行う団体の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置されている北広島市地域密着型サービス等運営委員会(以下「既設委員会」という。)の委員の職にある者は、この条例の規定に基づき設置された北広島市地域密着型サービス等運営委員会の委員とみなし、その任期は、既設委員会の委員となった日から起算する。

附 則(平成27年条例第1号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。